附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十四号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の二第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の二第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

別表第一及び別表第二中

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇

を

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇〇

に

改める。

附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十五号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

本則の表常時介護を要する状態の項中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に、「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千三百七十円」を「五万二千二百七十円」に、「二万八千四百円」を「二万八千三百六十円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十三年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十一条の三第十一項において準用する同法第三十九条の十第一項の規定に基づき、指定周波数変更対策機関における特定周波数変更対策業務の廃止を許可したので、同法第七十一条の三第十一項において準用する同法第三十九条の十第二項の規定に基づき、告示する。

なお、平成十三年総務省告示第五百二十八号、平成十五年総務省告示第五百九十九号、平成十六年総務省告示第百十三号及び平成十六年総務省告示第五百三十二号は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

一　指定周波数変更対策機関の名称及び住所

社団法人電波産業会（平成七年五月十五日に社団法人電波産業会という名称で設立された法人をいう。）

東京都千代田区霞が関一丁目四番一号

二　特定周波数変更対策業務を行う事務所の所在地

東京都千代田区霞が関一丁目四番一号

三　特定周波数変更対策業務の廃止に係る区分

（一）周波数割当計画の一部を変更した件（平成十三年総務省告示第四百七十七号）

（二）放送用周波数使用計画の一部を変更する件（平成十四年総務省告示第五百五十号）

（三）放送用周波数使用計画の一部を変更する件（平成十五年総務省告示第五百五十七号）

（四）放送用周波数使用計画の一部を変更する件（平成十六年総務省告示第五十五号）

（五）放送用周波数使用計画の一部を変更する件（平成十六年総務省告示第五百号）

四　前項に係る特定周波数変更対策業務を廃止する日

平成二十三年三月三十一日

○総務省告示第百三十七号

激甚（げきじん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第四十三条第二項、第四十四条第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、平成二十二年に発生した災害に係る令第四十三条第一項の地域、令第四十四条第一項の市町村及び令第四十五条第一項の地域を次のように告示する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

一　令第四十三条第一項の地域

(一)　同項第二号に該当する地方公共団体の区域

都道府県名	郡名	市町村名
岩手県	岩手	岩手町
山口県	美祢市	
鹿児島県	大島	瀬戸内町

(二)　同項第三号に該当する地方公共団体の区域

都道府県名	市町村名
鹿児島県	奄美市

二　令第四十四条第一項の市町村

都道府県名	郡名	市町村名
青森県	南津軽	大鰐町
岩手県	岩手	岩手町
福島県		伊達市
	耶麻	西会津町
	東蒲原	阿賀町
新潟県	小諸市	
長野県	小県	青木村
	東筑摩	筑北村
岐阜県	邑智	瑞浪市
島根県	鹿足	邑南町
	隠岐	津和野町
		隠岐の島町
岡山県		新見市
広島県	山県	北広島町
山口県	萩市、防府市、山陽小野田市	
福岡県	八女	広川町
佐賀県		佐賀市
宮崎県		小林市
鹿児島県		霧島市、志布志市、奄美市
	大島	瀬戸内町、龍郷町

三　令第四十五条第一項の地域

(一)　農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
青森県	南津軽	大鰐町
岩手県	岩手	伊達市
福島県		小諸市
長野県	小県	青木村
	東筑摩	筑北村
岐阜県		瑞浪市
島根県	邑智	邑南町
	鹿足	津和野町
	隠岐	隠岐の島町
岡山県		新見市
広島県		北広島町
山口県		山陽小野田市